

(目的)

第1条 この規則は、野田村国民宿舎条例(平成22年野田村条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用料金の減免)

第2条 条例第13条の規定による利用料金の減免は、村長が国民宿舎えぼし荘(以下「えぼし荘」という。)を管理する場合において、次の各号で定めるとおりとする。ただし、同項内で重複して減免することはできないものとする。

(1) 宿泊及び食事料金(条例別表第1及び別表第3)については、次に該当する場合は最高50パーセントを限度に減額できる。

ア 期間限定での企画商品の場合

イ 修学旅行及び学生合宿の団体利用の場合

ウ 旅行代理店等エージェント契約に基づく場合

エ 5日以上長期滞在者の場合

オ 事業運営上特に必要があると認める場合

(2) 大広間等(条例別表第5)については、次に該当する場合は最高100パーセントを限度に減額できる。

ア えぼし荘の提供する飲食物を伴う会議等の場合

イ 野田村等が共催又は後援する事業を実施するために利用する場合

2 前項の定めによるほか、村長が必要があると認めた場合は、利用料金の全額又は一部を免除することができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月10日規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。